

## 令和4年3月 岩手県教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和4年3月15日(火) 午後1時30分

閉会 令和4年3月15日(火) 午後2時55分

### 2 開催場所

県庁10階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

佐藤 博 教育長

新妻 二男 委員

島山 将樹 委員

宇部 容子 委員

小野寺 明美 委員

泉 悟 委員

### 4 説明等のため出席した職員

佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長

渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、三浦義務教育課長、近藤特別支援教育課長、八重樫参事兼教職員課総括課長、金野小中学校人事課長、清川保健体育課総括課長、藤原生涯学習文化財課総括課長、岩渕文化財課長

教育企画室：菊池主任主査、新田主事（記録）

### 5 会議の概要

#### 第1 会期決定の件

本日より決定

#### 第2 事務報告1 令和3年度冬季大会の結果について(保健体育課)

別添事務報告により説明

小野寺委員：まずは冬季大会に参加して頑張った生徒さん方に拍手を送りたいと思います。競技人口が減少傾向にあるというお話がありましたが、今回の参加校や参加選手は例年に比べ少ない人数なのではないでしょうか。

清川保健体育課総括課長：競技人口の減少に伴いまして、やはり参加人数も年々減少傾向がございます。

#### 第3 事務報告2 令和4年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について(学校教育室)

別添事務報告により説明

宇部委員：盛岡視覚支援学校と盛岡聴覚支援学校の入学予定者ですが、10月時点では何名かいらしたようですけれども、決定の時点で入学希望者無しということで、この予定の時点での生徒さん方がどちらの学校に入学されるのか、もし分かれば教えてください。

近藤特別支援教育課長：定員を決める段階で、例えば、高校への進学も視野に入れて考えているなど悩まれている方がいるとして、その際に盛岡視覚支援学校あるいは盛岡聴覚支援学校を受検する可能性がある場合は、学級を設置予定としていたものでございます。今回の場合は、受検しておりませんので、おそらく高校又は他の特別支援学校を受検されたと思います。

#### 第4 事務報告3 「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果(最終報告)について(生涯学習文化財課)

別添事務報告により説明

小野寺委員：今回の事案に関しては、膨大な時間と費用がかかりました。岩手にはまだまだ多くの文化財がありますし、これからも調査や保存が続きます。また、災害に関わるもの等々大切な資料がたくさんありますので、ただいまご説明があったようにチェック体制をしっかりとすること、やはりこういった調査は、研究職や専門職など狭い世界の中で行うこととなりますので、風通しの良い職場づくりが大事だと思います。それが信頼回復の第一歩になるとと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

畠山委員：今ご報告いただきました再発防止対策ですけれども、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。特に、今回は事案そのものも重大だったことに加えて、発覚後の対応という点で混乱やさらなる不信感を生んでしまったというところがあったと思います。資料にも記載されておりますけれども、「不祥事案が発生した際に組織として迅速かつ適切に対応できる体制作り」というところをぜひお願いしたいと思います。その上で、小野寺委員と同じ意見でございますが、県立博物館が県内の保存処理の拠点であることは間違いなくて、ますます重要な役割を担っていくことと思いますので、ぜひ情報発信を徹底していただいて、信頼回復に努めていただきたいと思います。

新妻委員：3年近くの長い年月がかかりましたが、ようやく報告書が作成できたということで、丁寧に時間をかけて対応していただいたことやそのご努力については、敬意を表するとともに感謝申し上げたいと思います。この報告書から我々は大いに学ばなければならないと思うわけですが、まず1点目は、信頼回復には相当時間がかかるものだとすることを改めて感じたということです。さらに言うなれば、報告書にも記載がありますけれども、平成26年度に野田村等からの依頼についての対応があって、その時点でも若干問題があったということが判明しているわけですが、やはりこの第1段階での対応を振り返って見直す必要はあって、裏を返せば、第2段階の問題と連動しているわけですが、そうならない処置がもしかしたら第1段階でできたかもしれないので、その点について反省をしなければならないと思っています。2点目は、この報告書をどう活用していくかということについてです。信頼回復のためのツールとしての役割はもちろんありますけれども、研修等において大いに活用していただければというように思います。3点目は、この不祥事案についてはこれまで時間をかけて真摯に向き合ってきたわけですが、私から見た印象では、我々は単なる時間的な長さではなく、労力や費用など相当な負担を強いられることになっていると思っています。やはり、不正あるいは不正につながる疑惑が1つでもあると、その関係機関だけでなく相当な規模での労力を要することになるということについても、全体共有を図っていただければと思います。

#### 第5 議案第33号 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて(生涯学習文化財課)

別添議案により説明

原案どおり決定

#### 第6 議案第34号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(教職員課)

別添議案により説明

畠山委員：本庁及び教育事務所以外の機関というのは、令和4年4月1日からは幼児教育センターのみとなるということでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：その通りでございます。

畠山委員：「県立高等学校の魅力化の推進に関すること」については、今までは分掌事務としては挙がらずに高校教育担当で行ってきたものを、新たに分掌事務として追加し、かつ、高校改革担当の事務分掌とするという理解でよろしいでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：その通りでございます。

原案どおり決定

#### 第7 議案第35号 岩手県教育委員会代決専決規定の一部を改正する訓令(教職員課)

別添議案により説明

新妻委員：前の議案にも関わるかと思うのですが、幼児教育センターのように新たに追加する場合はよく分かるのですが、例えば今回の「グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること」のように、従来からあるものの担当を変えるというときの理由はこういったことなのでしょうか。これまでの事務分掌では、やりにくい部分があったのか、あるいは移管することによって何かメリットなどがあるということなのでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：移管する理由でございますが、グローバル人材の育成につきましては、国際協力団体等との連携のもと推進していく場合が多い状況でございます。地域や企業ですとか、先ほど申しあげました協力団体との連携業務が多い産業・復興教育担当との親和性が高いということ踏まえまして、学力向上担当から業務を移管しようとするものでございます。

原案どおり決定

議案第 36 号以降については、非公開とする議決がなされた。

第 8 議案第 36 号 令和 4 年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて(学校教育室)  
別添議案により説明

原案どおり決定

第 9 議案第 37 号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて(教職員課)  
別添議案により説明

原案どおり決定

第 10 議案第 38 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)  
別添議案により説明

原案どおり決定

[戒告 安全運転義務違反(重傷事故) 20 歳代 女性 小学校 教諭 県北教育事務所管内]

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。